

議案第 4 1 号

小松島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市職員の給与に関する条例(昭和 3 2 年小松島市条例第 2 0 号)
の一部を別紙のように改正する。

令和 4 年 3 月 2 5 日提出

小松島市長 中 山 俊 雄

小松島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小松島市職員の給与に関する条例（昭和32年小松島市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100）」に、「100分の62.5」を「100分の57.5）」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の小松島市職員の給与に関する条例（第1号イにおいて「新給与条例」という。）第20条（小松島市職員の育児休業等に関する条例（平成4年小松島市条例第5号）第16条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、小松島市職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第24条第1項から第3項まで若しくは第7項又は小松島市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年小松島市条例第20号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 給与条例第4条第6項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 新給与条例第20条第2項に規定する特定管理職員（以下「特定管理職員」という。） 107.5分の15

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定管理職員 62.5分の10

- 2 令和3年12月に小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年小松島市条例第31号）の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年小松島市条例第31号）の適用を受ける者その他の規則で定める者との権衡を考慮して規則で定める」とする。

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。